

★ 広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則（規則第五十六号）（財産管理課）

一 改正の要旨

地方自治法の一部改正に伴い、行政財産を貸し付け、又は私権を設定する場合の規定を整備したほか、借地借家法の一部改正に伴い、事業用定期借地権の存続期間の上限を延長するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年七月二十四日